



## 税務情報

### 税制改正関連情報

#### 1. 2021 年度税制改正関連情報 — 資源エネルギー庁からの公表情報

[「令和 3 年度税制改正大綱」](#)(PDF 590KB)では、成長戦略の柱に経済と環境の好循環を掲げ、グリーン社会実現のため、2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050 年カーボンニュートラル」の実現を目指すことが明記されています。

この目標の実現に向けて、企業の投資を促進するため、「カーボンニュートラルに向けた投資促進税制」<sup>(\*)1</sup>が創設されることから、省エネ再エネ高度化投資促進税制<sup>(\*)2</sup>のうち、「高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度」については、所要の経過措置を講じたうえ、適用期限を 1 年前倒して 2021 年 3 月 31 日をもって廃止されることとなりました。

これを受け、資源エネルギー庁は 2020 年 12 月 22 日、以下の 3 つの資料が掲載されている[「省エネ再エネ高度化投資促進税制\(うち省エネ促進税制\)について」](#)というお知らせを公表しました。

- [省エネ再エネ高度化投資促進税制\(うち省エネ関係\)の廃止に伴う対応\(お知らせ\)](#)(PDF 159KB)

税制改正大綱では触れられていない経過措置の詳細が記載されています。

- [省エネ再エネ高度化投資促進税制\(うち省エネ関係\)の廃止に関する Q&A](#)(PDF 467KB)

制度廃止に伴う留意事項や経過措置の適用関係が Q&A 形式で説明されています。

- [省エネ関連設備が活用可能な税制措置](#)(PDF 1,147KB)

「高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度」の対象設備のうち、省エネ関連設備(措法 42 の 5①一)については、①カーボンニュートラルに向けた投資促進税制、②地域未来投資促進税制、③中小企業投資促進税制、④中小企業経営強化税制の適用を受けることができる可能性があるとして、それぞれの制度の概要が紹介されています。

なお、省エネ再エネ高度化投資促進税制のうち、「再生可能エネルギー発電設備等の特別償却制度」の適用期限は現行法において 2021 年 3 月 31 日とされており、予

定どおり適用期限の到来をもって廃止されます。

(\*1) KPMG Japan tax newsletter「[2021 年度税制改正大綱](#)」(2020 年 12 月 18 日発行)P3 にて概要をお知らせしています。

(\*2) 「高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度」(措法 42 の 5)及び「再生可能エネルギー発電設備等の特別償却制度」(措法 43①表一)の総称です。

## 2. 2020 年度税制改正関連情報 — 国税庁による法令解釈通達の発遣と FAQ の更新

### (1) 国外財産調書及び財産債務調書関係の改正法令解釈通達の発遣

国税庁は以下の法令解釈通達を 2020 年 12 月 15 日付で発遣し、2020 年 12 月 18 日に公表しました。

#### ■ [「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律\(国外財産調書及び財産債務調書関係\)の取扱いについて」の一部改正について\(法令解釈通達\)](#)

2020 年度税制改正では、国外財産調書制度について、たとえば以下の改正が行われました。

- (i) 相続開始年の年分の国外財産調書については、その相続等により取得した国外財産(相続国外財産)を除外して提出することができることとされ、その場合の相続開始年分の国外財産調書の提出義務については、国外財産の価額の合計額から相続国外財産の価額の合計額を除外して判定することとされた。
- (ii) 国外財産調書の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重措置の適用対象から、相続国外財産を有する者の責めに帰すべき事由のない場合等が除外された。
- (iii) 国外財産調書の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重措置の適用対象に、国外財産に対する相続税が追加された。
- (iv) 国外財産に関する書類の提示・提出がない場合の過少申告加算税等の軽減措置・加重措置の特例が創設された。

なお、財産債務調書制度における相続財産債務(相続等により取得した財産又は債務)についても上記(i)(ii)に準じた改正が行われています。

改正法令解釈通達では、上記の改正に対応した通達が新設されたほか、関連通達について所要の改正が行われています。

### (2) 国外財産調書制度(FAQ)及び財産債務調書制度(FAQ)の更新

2020 年度税制改正では、国外財産調書制度及び財産債務調書制度について、上記(1)において記載した改正等が行われました。

これを受け、国税庁は 2020 年 12 月 18 日、国外財産調書制度(FAQ)及び財産債務調書制度(FAQ)を更新しました。

#### ■ [国外財産調書制度\(FAQ\)](#) (PDF 2,122KB)

2020 年度税制改正に対応した FAQ 8 問(Q39、Q43、Q45、Q47、Q48、Q49、Q50、Q51)が新設されたほか、関連する FAQ について文言の修正等が行われています。なお、この FAQ が掲載されている[「国外財産調書制度に関するお知らせ」](#)のページには、修正箇所が一目で分かる[「国外財産調書制度\(FAQ\)【抜粋版】」](#)(PDF 772KB)も掲載されています。

#### ■ [財産債務調書制度\(FAQ\)](#) (PDF 2,097KB)

2020 年度税制改正に対応した FAQ 3 問(Q40、Q49、Q50)が新設されたほか、関連する FAQ について文言の修正等が行われています。なお、この FAQ が掲載されている[「財産債務調書制度に関するお知らせ」](#)のページには、修正箇所が一目で分かる[「財産債務調書制度\(FAQ\)【抜粋版】」](#)(PDF 793KB)も掲載されています。

### **(3) 国税通則法第 7 章の 2 (国税の調査) 関係の改正法令解釈通達の発遣**

2020 年度税制改正では、国外取引等の課税に係る更正決定等の期間制限の見直しが行われました。

これに伴い、国税庁はこの改正に対応する以下の法令解釈通達を 2020 年 12 月 15 日付で発遣し、2020 年 12 月 18 日に公表しました。

#### ■ [「国税通則法第 7 章の 2 \(国税の調査\) 関係通達の制定について」の一部改正について\(法令解釈通達\)](#)

### **3. 2019 年度税制改正関連情報 — 国税庁からの法令解釈通達の趣旨説明の公表**

2019 年度税制改正では、過大支払利子税制について制度の大幅な見直しが行われました。

具体的には、対象となる純支払利子等の額の範囲が見直され、関連者等に対する支払利子等のほか、第三者への支払利子等のうち日本で課税されないものが本制度の対象に追加されることとなりました。また、本制度による損金算入限度額の計算の基礎となる調整所得金額から国内外の受取配当等の益金不算入額を除外するとともに、調整所得金額に乗じる「基準値」を 50% から 20% に引き下げる等の改正が行われました。

これらの改正は 2020 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度について適用されており、改正に対応した[「法人税基本通達等の一部改正について\(法令解釈通達\)」](#)は 2019 年 12 月 18 日に発遣されています<sup>(\*)</sup>。

国税庁は 2021 年 1 月 7 日、この改正通達の趣旨説明を公表しました。

#### ■ [令和元年 12 月 18 日付課法 2—33 ほか 2 課共同「法人税基本通達等の一部改正について」\(法令解釈通達\)の趣旨説明](#)

(過大支払利子税制に係る趣旨説明は、「第 2 租税特別措置法関係通達(法人税編)関係」においてご確認いただけます。)

<sup>(\*)</sup> 過大支払利子税制に係る通達は、[「第 3 租税特別措置法関係通達\(法人税編\)」](#)

[関係](#)及び「[第 4 租税特別措置法関係通達\(連結納税編\)関係](#)」においてご確認いただけます。なお、改正通達の概要については、e-Tax News No.181「[2018 年度及び 2019 年度税制改正関連情報](#)」(2019 年 12 月 23 日発行)にてお知らせしています。

#### 4. 2018 年度税制改正関連情報 — 国税庁からの法令解釈通達の趣旨説明の公表

2018 年度税制改正では、分配時調整外国税相当額の控除制度が創設されました。

この改正は 2020 年 1 月 1 日以後に支払を受ける集団投資信託の収益の分配等について適用されており、改正に対応した「[法人税基本通達等の一部改正について\(法令解釈通達\)](#)」は 2019 年 12 月 18 日に発遣されています<sup>(\*)</sup>。

国税庁は 2021 年 1 月 7 日、この改正通達の趣旨説明を公表しました。

##### ■ [令和元年 12 月 18 日付課法 2—33 ほか 2 課共同「法人税基本通達等の一部改正について」\(法令解釈通達\)の趣旨説明](#)

(分配時調整外国税相当額の控除制度に係る趣旨説明は、「[第 1 法人税基本通達関係](#)」においてご確認いただけます。)

<sup>(\*)</sup> 分配時調整外国税相当額の控除制度に係る通達は、「[第 1 法人税基本通達関係](#)」及び「[第 2 連結納税基本通達関係](#)」においてご確認いただけます。なお、改正通達の発遣については、e-Tax News No.181「[2018 年度及び 2019 年度税制改正関連情報](#)」(2019 年 12 月 23 日発行)にてお知らせしています。